

屋内の事故から子どもを守る ～環境と物選びでもっと安全に～

5月の「こどもの日」を前に、子どもの製品事故に対する注意喚起を行います。

NITE (ナイト) では、製品事故の被害者を年齢別に集計しており、2013年度から2017年度の5年間にNITE (ナイト) に通知された製品事故情報^{*1}では、0歳から6歳までの子どもが被害者となった屋内の事故は125件^{*2}ありました。これらの中には、子どもが製品事故の被害に巻き込まれただけでなく、子どもの行動が事故のきっかけになったものがあります。

子どもの起こす事故の事象は、やけど、挟み込み、転倒、転落、下敷き、誤飲など多様であり、それぞれに事故を防ぐためのポイントがあります。

子どもが事故を起こしてしまわぬよう、また、子どもが製品事故の被害を受けないために、子どもの行動に注意し、事故防止対策のある製品を利用しましょう。

■事故の事例

- 子どもがウォーターサーバーの温水コックのつまみにつかまり、ぶらさがるような体勢をとったため、偶発的にチャイルドロックが解除され、温水が出てやけどを負った。なお、本体表示及び取扱説明書には「子どものやけどに注意する」旨の記載があり、事業者も製品設置時に使用者に対して子どものやけどに関する注意喚起を行っていた。
【2016年11月、神奈川県、1歳】
- 子どもがLEDライト付きの耳かきで遊んでいた際、電池を収納しているふたが外れ、耳かきのコイン形リチウム電池を飲み込み、負傷した。
【2013年8月、東京都、1歳】
- 子どもが歯ブラシをくわえたまま走り、転倒した際に歯ブラシの先端で口内を突き、けがを負った。【2015年12月、三重県、1歳】
- 首掛け式の浮き輪を付けて入浴していた乳児が、保護者が浴室を離れて被害者を浴槽に一人にした際、浮き輪から脱落したため溺れて死亡した。【2017年5月、香川県、0歳】
- 子どもがドラム式洗濯乾燥機内に入ってドアが閉じてしまい、窒息した。なお、本体及び取扱説明書には、「子どもをドラムの中に入らせない。ドラム内に閉じ込められて窒息したり、やけど、感電、けが、おぼれるおそれがある」旨、記載されていた。【2018年1月、大阪府、5歳】



■事故防止のポイント

- ・ 子どもが台所やウォーターサーバーなどに近づかないよう柵を設けるなど対策を取る。
- ・ 口に入れたら危ないものは子どもの手の届かないところに置く。触れているうちに電池など部品が外れる場合があるので、製品の状態に注意を払う。
- ・ 喉突き防止対策を施した歯ブラシを使用する。物をくわえたまま動き回らないよう注意を促す。
- ・ 子どもを入浴させる際は絶対に目を離さない。
- ・ 子どもがドラム式洗濯乾燥機の中に入らないように、扉は常にロックする。

(※1) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含む。

(※2) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

1. 事故の発生状況

(1) 年度別事故発生件数

2013年度から2017年度までの間にNITEに通知された製品事故情報の中で、6歳以下の子どもに関する屋内の事故について、図1に事故発生件数を示します。図2に示すとおり、0~2歳の子どもの事故が半数以上を占めています。

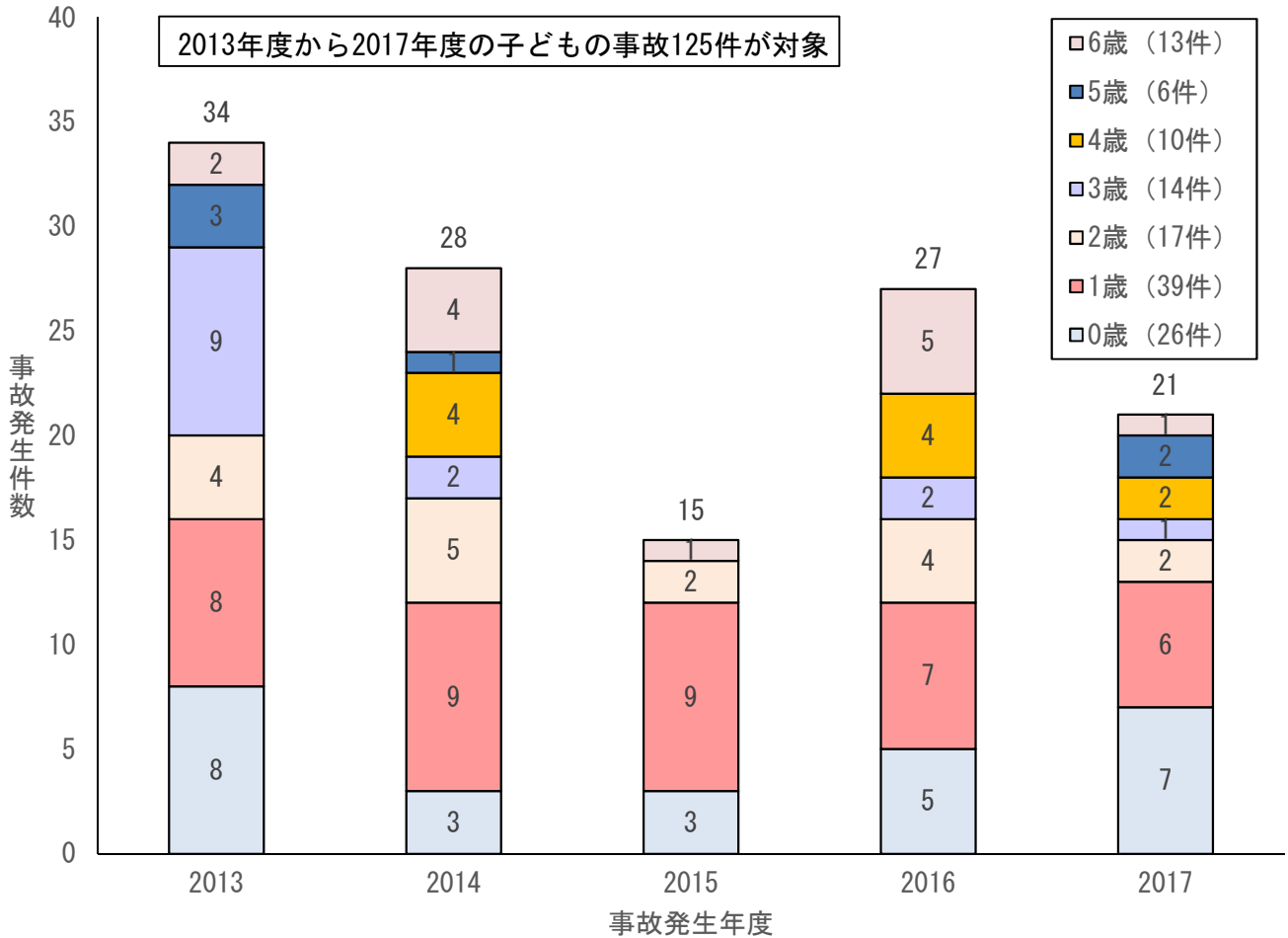


図1：年齢別 年度別事故発生件数

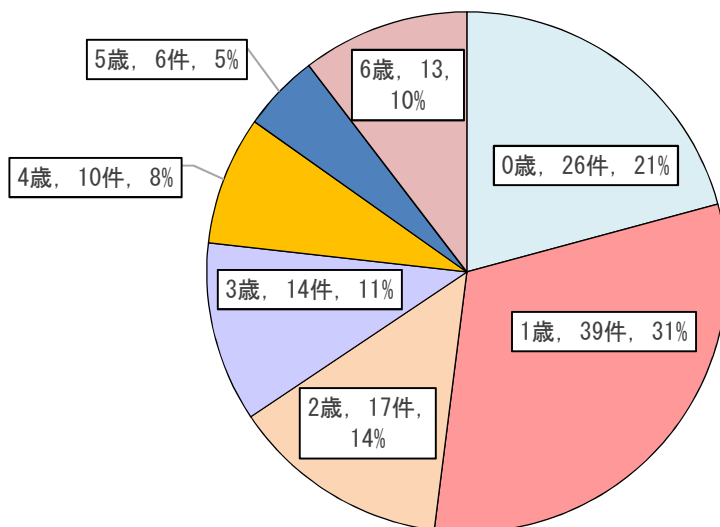


図2：年齢別 事故発生件数

(2) 状況別 事故発生件数

表1に事故発生時の状況別に事故発生件数を示します。保護者が目を離した際に事故が多く発生しています。

表1：シチュエーション別 事故発生件数

シチュエーション	件数 (割合)
保護者が目を離した際	51 件 (41%)
保護者と一緒にいた際	32 件 (26%)
ひとりでいた際	15 件 (12%)
保護者 (家族) と就寝中	5 件 (4%)
兄弟・友人等と遊び中	4 件 (3%)
保護者不在・子どものみ	1 件 (1%)
不明	17 件 (13%)
計	125 件

(3) 事故事象別 年齢別事故発生件数

図3に事故発生時の事象について、年齢別の事故発生件数を示します。1歳の屋内の事故が最も多く発生しています。

表2に事象別の事故発生件数を示します。屋内の事故は、やけどが最も多く発生しており、ウォーターサーバーや加湿器などで事故が起きています。

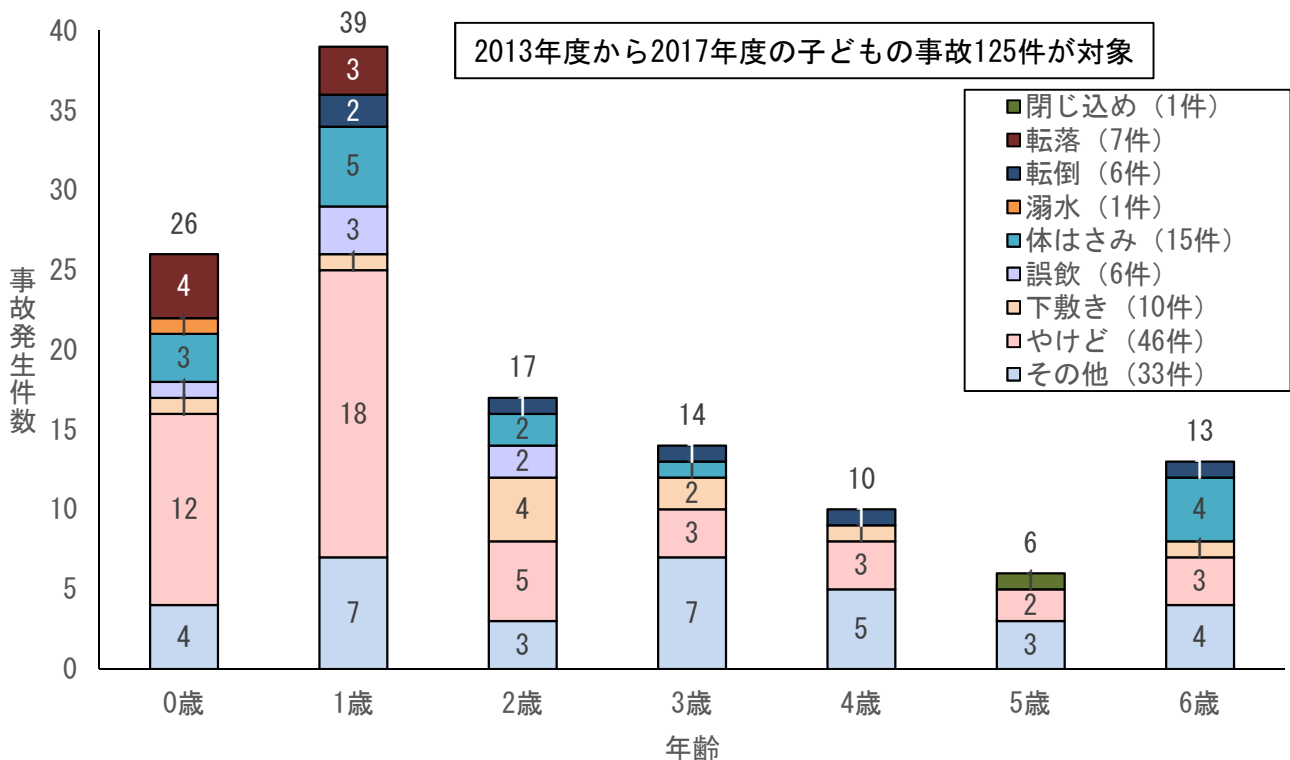


図3：事故事象別 年齢別事故発生件数

表2：事象別事故発生件数

製品名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	総計
やけど	12	18	5	3	3	2	3	46
ウォーターサーバー	6	9	1					16
加湿器	1	2	1					4
バッテリー・電池			1	1			1	3
電気ファンヒーター・ 電気ストーブ	1	1		1				3
その他	4	6	2	1	3	2	2	20
体挟み込み	3	5	2	1			4	15
幼児用いす	2	1	2					5
扉		2					1	3
その他	1	2		1			3	7
下敷き	1	1	4	2	1		1	10
たんす・テレビ台	1	1	2				1	5
テレビ			2	1				3
その他				1	1			2
転落	4	3						7
子守帯	3	3						6
いす	1							1
誤飲	1	3	2					6
ボタン電池及びコイン電池		2	1					3
玩具	1	1	1					3
転倒		2	1	1	1		1	6
幼児用歯ブラシ		2						2
その他			1	1	1		1	4
溺水	1							1
ふろ用品	1							1
閉じ込め						1		1
ドラム式洗濯乾燥機						1		1
その他	4	7	3	7	5	3	4	33
総計	26	39	17	14	10	6	13	125

(4) 事故原因区分別 事故発生件数

子どもの事故 125 件のうち、調査が終了した 119 件について、図 4 に「事故原因区分別 事故発生件数」を示します。

事故原因区分（別紙 1 参照）に基づいて分類すると、

- 製品に起因する事故（事故原因区分 A、B、C、G3） 50 件（42%）
- 製品に起因しない事故（事故原因区分 D、E、F） 44 件（37%）
- 原因不明のもの（事故原因区分 G3 を除く G） 25 件（21%）

となっています。

製品に起因する事故は 50 件（42%）発生しています。

「ウォーターサーバーの製造不良でチャイルドロックが正常に機能せず、熱湯が出てやけどした事故」、

「玩具の電池ぶたの固定が製造段階から不十分だったため、使用中にボタン型アルカリ電池が落ち、子どもが誤飲してしまった事故」などがあります。

一方、製品に起因しない事故は 44 件（37%）発生しており、

「歯ブラシをくわえたまま動き回って転倒したために口内を傷付けた事故」、

「誤ってドラム式洗濯機の中に閉じ込められてしまい、死亡した事故」などが発生しています。

2013年度から2017年度 子どもの事故125件のうち、調査の終了した119件が対象

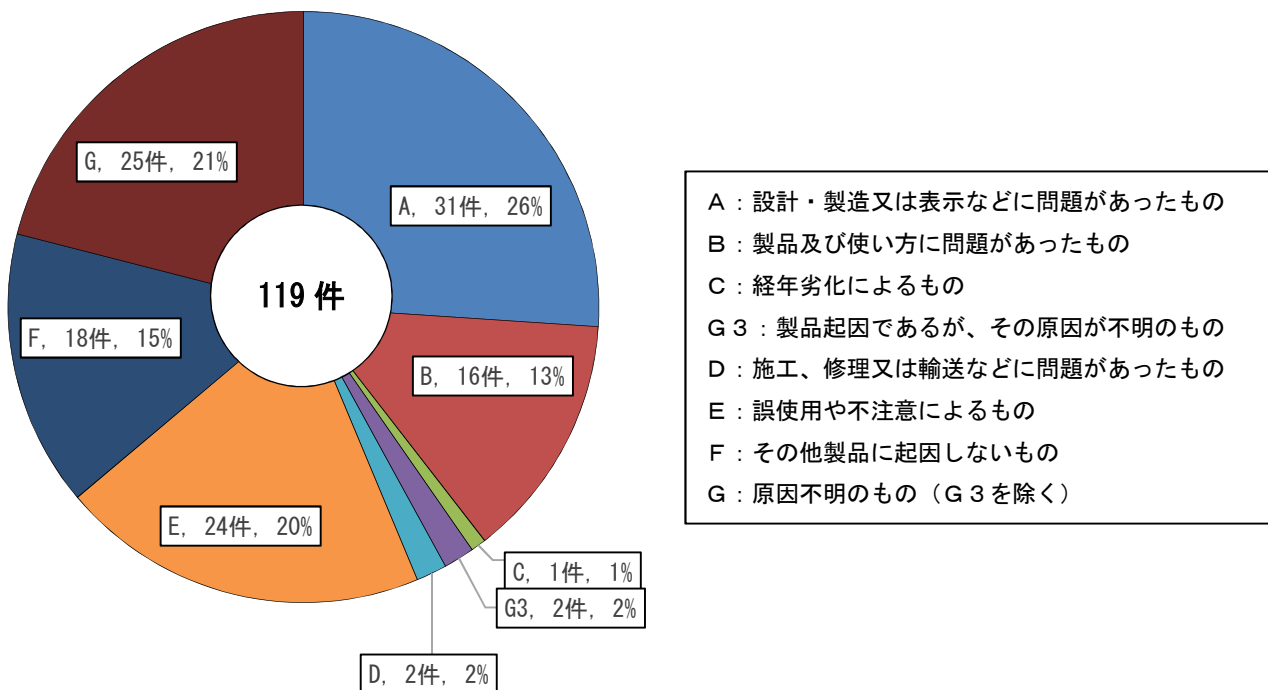


図 4：事故原因区分別 事故発生件数

(5) 事故原因区分別 被害状況別事故発生件数

表3に子どもが被害にあった事故について、「事故原因区分別 被害状況別事故発生件数」を示します。怪我を負う事故が多く発生しています。子どもが受傷する事故は99件発生しており被害者数は105人です。

表3：事故原因区分別 被害状況別事故発生件数

被害状況 原因区分		人的被害			物的被害		被害なし	総計	
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損			
製品に起因する事故	A: 設計・製造又は表示などに問題があったもの		7 (7) [0]	11 (11) [1]		10 [0]	3	31 (18) [1]	
	B: 製品及び使い方に問題があったもの	1 (1) [0]	7 (7) [0]	5 (5) [0]		1 [0]	2	16 (13) [0]	
	C: 経年劣化によるもの			1 (2) [1]				1 (2) [1]	
	G3: 製品起因であるが、その原因が不明のもの			1 (1) [0]		1 [0]		2 (1) [0]	
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	1 (1) [0]	14 (14) [0]	18 (19) [2]	0 (0) [0]	12 (0) [0]	5 (0) [0]	50 (34) [2]
製品に起因しない事故	D: 施工、修理又は輸送などに問題があったもの			2 (2) [0]				2 (2) [0]	
	E: 誤使用や不注意によるもの	2 (2) [1]	5 (5) [0]	15 (15) [0]		1 [1]	1	24 (22) [2]	
	F: その他製品に起因しないもの	3 (4) [3]	7 (9) [0]	5 (5) [1]	2 [2]	1 [0]		18 (18) [6]	
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	5 (6) [4]	12 (14) [0]	22 (22) [1]	2 (0) [2]	2 (0) [1]	1 (0) [0]	44 (42) [8]
G: 原因不明のもの (G3は除く)		2 (2) [1]	2 (2) [1]	17 (19) [0]	3 [1]	1 [0]		25 (23) [3]	
H: 調査中のもの		1 (1) [0]	3 (3) [0]	2 (2) [0]				6 (6) [0]	
総計		事故件数 被害者数 火災件数	9 (10) [5]	31 (33) [1]	59 (62) [3]	5 (0) [3]	15 (0) [1]	6 (0) [0]	125 (105) [13]

(※6) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。()は被害者数、[]は火災件数。

人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(6) 受傷件数の多い製品

表4に子どもが受傷した事故99件について、受傷件数の多い3品目を示します。

表4：受傷件数の多い製品

品名	件数	発生事象例
ウォーターサーバー	16	【事例】幼児がウォーターサーバーを触っていたところ、温水コックのつまみにつかまりぶらさがりような体勢となり、偶発的にチャイルドロックが解除されたために温水が出たため、胸部に熱湯がかかって火傷を負った。
玩具 (ボタン形アルカリ電池式玩具など)	8	【事例】玩具の電池ぶたが開き、幼児がボタン電池を飲み込んでしまったため、病院にて摘出した。
乳幼児用品 (乳児用歯ブラシなど)	7	【事例】幼児が歯ブラシをくわえたまま走り、転倒した際に歯ブラシの先端で口内を突き、けがを負った。

表5に2008年度から2012年度の子どもが受傷した事故(207件)における受傷件数の多い3品目を示します。

玩具の事故が207件中62件(30%)と多く発生しており、直近の5年間では99件中8件(8%)と件数、割合共に減少していることから、子ども向け玩具の安全性が向上していることがわかります。

表5：受傷件数の多い製品(2008-2012)

品名	件数	発生事象例
玩具	62	【事例】人形(ロボット型)の脚の内側に指が入る隙間(凹み)があり、膝関節を動かすと隙間が狭くなることから、遊んでいる最中に脚内側の隙間で指を挟んでけがを負った。
住宅	23	【事例】開いた折れ戸の隙間に誤って指を置いていたため、折れ戸を締める際に折れ戸に指を挟まり裂傷を負った。
いす	16	【事例】乳児が縫製シートを固定するフレームパイプの隙間に前歯が引っ掛かるなどしてけがを負った。

2. 子どもの事故の事例

(1) やけどの事故

(ア) ウォーターサーバーの事故

2016年11月 (神奈川県、1歳、軽傷)

【事故の内容】

子どもがウォーターサーバーを触っていたところ、温水がかかってやけどを負った。

【事故の原因】

子どもが温水コックのつまみにつかまり、ぶらさがるような体勢となり、偶発的にチャイルドロックが解除されたために温水が出てやけどを負ったものと考えられる。

なお、本体表示及び取扱説明書には「子どものやけどに注意する」旨の記載があり、事業者も製品設置時に使用者に対して子どものやけどに関する注意喚起を行っていた。

当該ウォーターサーバーのコックの床からの高さは約77.0cmであり、1歳児の平均身長は78.6cm^{※3}である。コックは1歳児の目線前後に位置しており、手を伸ばしやすい高さであったと考えられる。

(※3) 出典：厚生労働省「平成29年国民健康・栄養調査報告」



ウォーターサーバーにぶら下がる子ども

(イ) 電気ファンヒーターの事故

2015年12月 (北海道、1歳、軽傷)

【事故の内容】

子どもが使用中の電気ファンヒーターにつかまり立ちしたところ、手にやけどを負った。

【事故の原因】

保護者が目を離した隙に子どもが高温となっていた天板と前面板の角につかまったまま手を離さなかったことから、やけどを負ったものと考えられる。

なお、本体及び取扱説明書には、「子どもは付き添いなしで使用させない。」旨、記載されていた。

子どもが触れていた電気ファンヒーターの角の温度は66℃であり、接触した場合やけどに至る温度である。電気ファンヒーターの高さは64.5cmであり、1歳児の平均身長が78.6cmであるため、つかまり立ちしやすい高さであったと考えられる。



つかまり立ちでやけどする状況

(ウ) 炊飯器の事故

2015年7月 (東京都、1歳、重傷)

【事故の内容】

炊飯器を使用中、子どもが炊飯器を抱えたまま転倒し、腹部から両足にかけてやけどを負った。

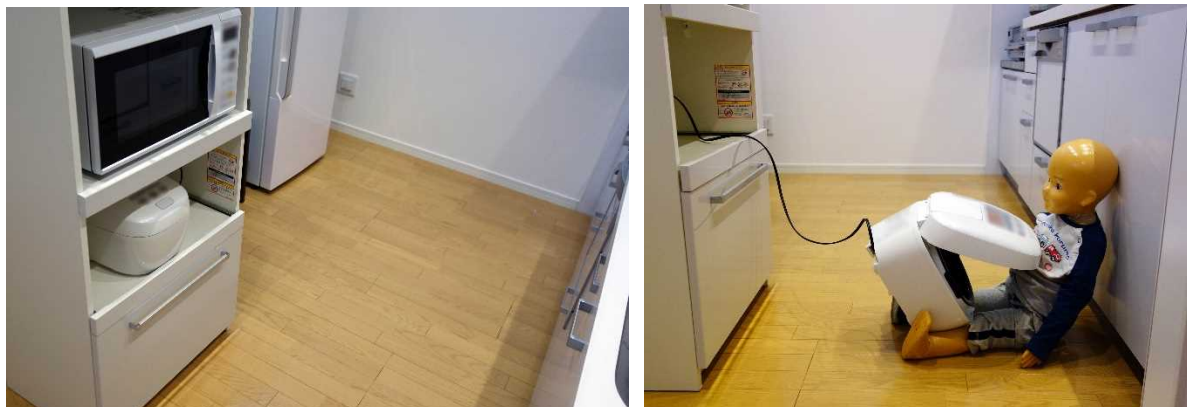
【事故の原因】

使用者が炊飯器を子どもの手の届くところに置いて使用していた。加熱中の炊飯器に子どもが触れた際にふたが開き、その状態で抱えて後方へ転倒したため、内容物がかかったものと考えられる。

炊飯器はキッチンラックの最下段(床から48cmの高さ)に置いており、1歳児の肩までの高さは平均57.6cm^{※4}である。事故発生時、炊飯器は子どもが抱え上げることができる高さに設置されていた。

保護者の話によると、子どもは普段から炊飯器に興味を持ち、触れていたこともあったとのこと。

(※4) 出典：一般社団法人人間工学研究センター「機械製品の安全性向上のための子どもの身体特性データベースの構築及び人体損傷状況の可視化シミュレーション技術の調査研究」



事故時の状況を再現。子どもの手が届く高さであり、抱えて転倒したためにやけどした

事故を防ぐためのポイント**○ウォーターサーバーはやけどに注意する**

ウォーターサーバー本体内部には、常時、約70℃～90℃の熱湯が蓄えられており、ウォーターサーバー本体の転倒や意図せずに熱湯が流れ出すことなどによって、やけどの事故が発生するおそれがあります。

○乳幼児をやけどのおそれのある製品に近づけないよう対策を取る

子どもは目につくもの、手が届くもの、興味を引くものに直ぐに触りたくなる傾向があります。特に3歳以下の乳幼児がいる場合は、柵などを設けて、ウォーターサーバーや電気ファンヒーター、台所などから遠ざけてください。

(2) 転倒の事故

(ア) 歯ブラシをくわえたまま転倒した事故

2015年12月(三重県、1歳、軽傷)

【事故の内容】

子どもが歯ブラシを使用中に転倒し、歯ブラシで口の中にけがを負った。

【事故の原因】

子どもが歯ブラシをくわえたまま走り、転倒した際に歯ブラシの先端で口内を突き、けがを負ったものと考えられる。

事故を防ぐためのポイント

○幼児の歯磨きは保護者のそばで

乳幼児はまだ足腰がしっかりしていないため、特に何もないところでも転倒しやすいので、はしや歯ブラシなどの細長いものを口にくわえたまま転倒してけがを負うことがあります。歯磨きの時などは、基本的に大人がそばにいて、何かを口にくわえたまま他のことをさせないように注意してください。

○転倒事故が心配な場合は

歯磨き中に転倒しても重篤なけがを負わないように、歯ブラシの本体の素材を柔らかくしたものなどがあります。子どもの安全な歯磨きのために、あらかじめ対策を施した製品を使用することも検討してください。

(3) 下敷きの事故

(ア) たんすの事故

2016年6月 (東京都、2歳、軽傷)

【事故の内容】

子どもがたんすの引き出しを引き出そうとしたところ、たんすが前に倒れて、軽傷を負った。

【事故の原因】

子どもが引き出しを同時に複数段開けたか、引き出しに乗るかぶら下がったため、壁に固定されていないたんすが前に転倒したものと考えられる。



たんすの下敷きになる子どものイメージ

事故を防ぐためのポイント

○固定できる家具は壁に固定する

不安定な家具を引き倒すことにより子どもが下敷きになってしまう事故が発生しています。地震への対策と併せ、家具を固定するなど対策を取ってください。

○壁との隙間に注意する

壁と家具の間に大きな隙間があると、子どもが入り込んでしまう場合があります。隙間から体重を掛けたために家具の足が折れ、子どもが下敷きになった事例もあるため、壁と家具に大きな隙間が生じないように注意してください。

(4) 誤飲の事故

(ア) コイン形リチウム電池の誤飲

2013年8月 (東京都、1歳、重傷)

【事故の内容】

子どもがコイン形リチウム電池内蔵のライト付き耳かきで遊んでいた際、電池を収納しているふたが外れ、取れた電池を飲み込み、負傷した。

【事故の原因】

耳かきの電池ふたが落下時の衝撃で外れたか、人為的にふたが開けられたため、子どもが製品に入っていた電池を誤飲して事故に至ったものと考えられ、製品を子供の手が届く場所に保管していたことも事故発生に影響したものと考えられる。



Copyrighted by the Sydney Children's Hospital Network

コイン形リチウム電池を誤飲した子どものレントゲン写真 (上記事例の被害者ではない)

実験開始後



1時間30分経過後



鶏肉を使用したコイン形リチウム電池の誤飲の再現実験

(イ) 玩具の誤飲

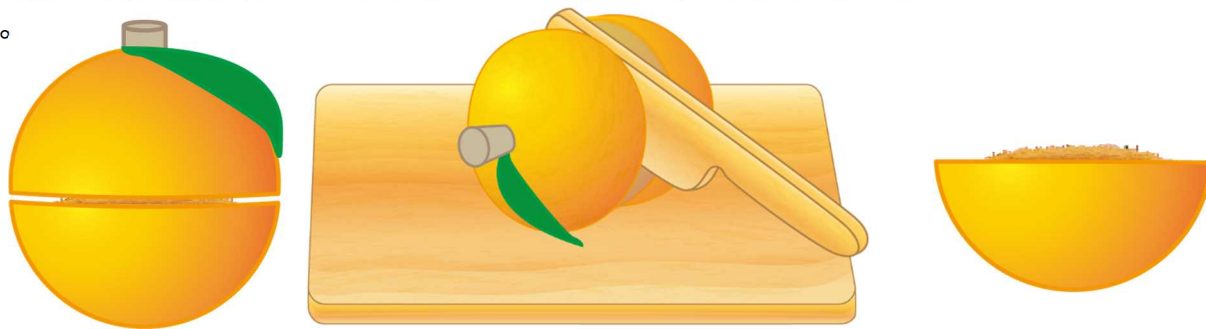
2013年6月 (岐阜県、2歳、死亡)

【事故の内容】

子どもが木製の玩具を飲み込み、意識不明になり死亡した。

【事故の原因】

事故品の玩具は対象年齢が3歳以上であり、自宅内の親の近くで子ども(2歳)が当該製品の分離する先端側を口に入れて遊んでいた際に、喉の奥に入り窒息に至ったものと考えられる。



誤飲したおもちゃのイメージ。半分に分離した状態で口に入れた

事故を防ぐためのポイント

○小さな玩具や部品やボタン電池及びコイン電池の保管方法や扱いに注意する

子どもが小さな玩具やその部品、ボタン電池及びコイン電池を飲み込んでしまう事故が発生しています。小さな子どもは、玩具や玩具の部品などを口に入れてしまう可能性があります。口に入れると窒息の危険があるため、誤飲の危険性のある玩具などは保管場所に気を付け、遊ぶときにも幼児が口に入れないように気を付けましょう。また、玩具などから口に入るサイズの部品が外れないかを確認してください。

○ボタン電池及びコイン電池の誤飲は重篤なけがに至ることを理解する

ボタン電池及びコイン電池は誤飲してしまうと、電気分解によってアルカリ性の物質が生じ、消化管の壁を損傷します。穴が開いたりする可能性があり、場合によっては死に至るおそれがあります。特にリチウム電池は飲み込んでから30分から1時間という短い時間で消化管の壁に潰瘍を作ってしまう。保管場所や電池交換時の置き場所や廃棄場所に気を付けるとともに、電池ぶたが外れやすくなっていないかなど点検を行いましょう。

○コイン形リチウム一次電池は誤飲防止パッケージが採用されたものを選択する

コイン形リチウム一次電池のパッケージは、乳幼児が素手で開けられないように対策されたものが販売されております。製品購入の際は対策をされているものを選択いただければ、事故が起きる可能性を低減できます。

万一、飲み込んだ場合、また飲み込んだことが疑われる場合は、すぐに医師等に相談してください。

http://www.denchi.info/publication/accidental_ingestion.pdf#zoom=150

(参考) 消費者庁 「小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故に注意！」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171120_0001.pdf

(参考) 消費者庁 国民生活センター「乳幼児(特に1歳以下)のボタン電池の誤飲に注意！」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20140618_1.pdf

電池工業会「誤飲に関するご注意」

<http://www.baj.or.jp/safety/safety22.html>

(5) その他の事故

(ア) 首掛け式浮き輪の事故

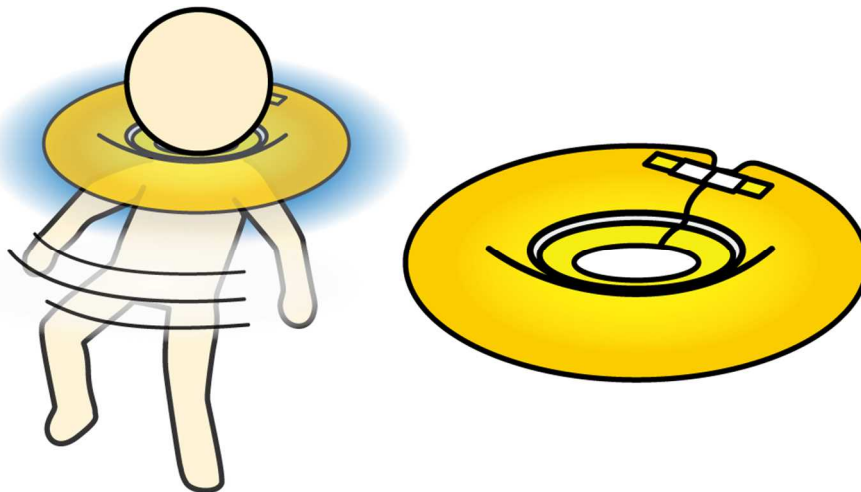
2017年5月（香川県、0歳、死亡）

【事故の内容】

首掛け式の浮き輪を付けて入浴していた乳児が溺水し、死亡した。

【事故の原因】

保護者が浴室を離れて被害者を浴槽で一人にした際、首浮き輪から脱落したためおぼれたものと考えられる。



首掛け式浮き輪の使用イメージ

事故を防ぐためのポイント

○子どもから目を離さない

呼吸停止状態が5分以上続けば、極めて重症度が高い障害、あるいは死亡する可能性があります。首掛け式浮き輪を使用する際は、絶対に子どもから目を離さないでください。

○子どもだけで浴室に入れない

浴槽に湯を張ったままの浴室に子どもが入ると、浴槽でおぼれるおそれがあります。子どものいる家庭は、浴室は常に外側から鍵を掛けるなどの配慮が必要です。

(イ) ドラム式洗濯乾燥機への閉じ込め

2018年1月(大阪府、5歳、死亡)

【事故の内容】

子どもがドラム式の洗濯乾燥機の中で死亡していた。

【事故の原因】

チャイルドロックの設定をしていなかったため、子どもから目を離した際に、幼児がドラム内に入ってドアが閉じてしまい、これに気付くのが遅れて窒息したものと考えられる。

なお、本体及び取扱説明書には、「子どもをドラムの中に入らせない。ドラム内に閉じ込められて窒息したり、やけど、感電、けが、おぼれるおそれがある」旨、記載されていた。

5歳児の平均身長は108cmであり、事故品のドラムは120cmのダミー人形を入れることができたため、被害者が入ることのできるサイズであったと考えられる。

ドラム内の酸素濃度は扉が閉まった状態では、約23分で酸素欠乏症が発生する値まで低下した。



ドラム式洗濯機と子ども

画像出展：一般社団法人日本電機工業会

「ドラム式洗濯乾燥機事故防止安全啓発チラシ/小さなお子さまのおられるご家庭の皆様へ」

http://jema-net.or.jp/Japanese/ha/sentakuki/pdf/se_anzen_child.pdf

事故を防ぐためのポイント

○扉をロックをする

ドラム式洗濯乾燥機は誤った使い方をすると、中に閉じ込められて窒息したり、やけどや感電、けがをするなど危険な状態になるおそれがあります。取扱説明書の記載内容を守るとともに、特に小さな子どもがいる家庭では、洗濯機を使用されていない時にも子どもが容易に開けられないように「ロック機能」の活用などをお願いします。ロック機能は各社にて操作方法が異なりますので、取扱説明書を確認いただくか、各メーカーへお問合せください。

○使用後はドアを閉める

子どもが入らないようにドアを閉めてください。また、近くに乗りやすい台などを置かないでください。

(6) リコール製品の事故

(ア) 玩具

2017年1月（大阪府、0歳、製品破損）

【事故の内容】

乳児が玩具から外れたシリコンゴム製のボタンを口にくわえこんでいた。

【事故の原因】

当該玩具は、使用者が噛むことを前提にしたものであるが、使用者の歯がボタンに引っ掛かった状態で無理に製品を引っ張るなどした場合の力に耐えるほどの強度がなかったため、固定部分が変形してボタンが外れたものと考えられる。なお、輸入事業者は2017年1月30日にリコールを開始した。

リコール製品を確認する

リコール製品による子どもの事故が発生しています。お持ちの製品がリコール対象かどうかを確認していただき、事故を未然に防ぎましょう。

リコール製品をお持ちの場合は、不具合が生じていなくても使用を中止し、お買い求めの販売店や製造・輸入事業者にご相談してください。

NITE ホームページにおいて、平成元年度（1989年度）以降に製造事業者、販売事業者などの事業者が行ったリコール情報を収集したデータベースを公開しており、リコール情報の検索を行うことができます。



お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長

担当 リスク評価広報課 柿原、向井

- 記者説明会当日
電話：03-3481-6566 FAX：03-3481-1870
- 記者説明会翌日以降
電話：06-6612-2066 FAX：06-6612-1617

事故原因区分について

本文中では、事故原因区分を以下の表のように分類しています。

事故原因区分一覧

	区分記号	本文表記	事故原因区分
製品に起因する事故	A	設計、製造又は表示などに問題があったもの	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの
	B	製品及び使い方に問題があったもの	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの
	C	経年劣化によるもの	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品に起因するが、その原因が不明なもの
製品に起因しない事故	D	施工、修理又は輸送などに問題があったもの	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱いなどに問題があったと考えられるもの
	E	誤使用や不注意によるもの	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの
	F	その他製品に起因しないもの	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの
その他	G	原因不明のもの（G3は除く）	焼損が著しいなどによって、原因が特定できず不明なもの 事故品が入手できないなど調査が行えないもの
	H	調査中のもの	調査中のもの